

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 11 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
LALAごうだ歯科	岡山市北区学南町三丁目一―六	令和 六年十二月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 11 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中西歯科医院	小田郡矢掛町矢掛二五六六一	令和 六年十一月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 11 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
パストラーレ瀬戸薬局	岡山市東区瀬戸町沖二七三―四	令和 六年十一月 一日
キラきら薬局上成店	倉敷市玉島上成五三七―五	〃
クオール薬局高梁南町店	高梁市南町七〇	〃 五日